

つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例 施行規程

平成23年12月2日
病院事業管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例（平成24年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料)

第2条 条例別表中の病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める使用料及び手数料の額は、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（平成22年つがる西北五広域連合条例第4号）第1条第2項に規定する病院及び診療所に係るものは別表第1のとおりとし、つがる総合病院に係るものは別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年7号〕

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日病院事業管理規程第32号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日病院事業管理規程第7号）

この規程中第1条の規定は平成26年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日病院事業管理規程第26号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日病院事業管理規程第35号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前の分娩に係る産科医療補償制度登録料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月24日病院事業管理規程第37号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日病院事業管理規程第18号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日病院事業管理規程第10号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種別	区分	金額				
		つがる 総合 病院	かなぎ 病院	鱒ヶ沢 病院	つがる 市民 診療所	鶴田 診療所
付添人寝具	1日につき		170円	170円		
入院室差額 (1日につ き)	特等室	15,000円	4,000円	5,000円		
	1等室A	6,000円				
	1等室B	5,000円	2,000円	1,500円		
	1等室C	2,400円				
	2等室	1,200円	1,000円			
療養病棟	特等室		2,000円			
	2人室		1,000円			
死体処置	1体につき					5,000円
病衣代	1日につき	70円	70円	70円		
診断書・検案 書	普通のもの					3,000円
	複雑なもの					5,000円
	自動車損害賠 償責任保険診 断書					5,000円
	死亡診断書					3,000円
	死体検案書					5,000円
	特殊なもの					10,000円
	証明書	普通のもの				
複雑なもの						5,000円
診療報酬明細 書						5,000円
医療費支払済 額証明						1,000円
特殊なもの						10,000円
分娩費出産手当金証明書					2,000円	
診察券の再交付					91円	
面談					3,000円	
介護保険主治 医意見書・障 害者自立支援 医師意見書作 成	新規・在宅					5,000円
	新規・施設					4,000円
	継続・在宅					4,000円
	継続・施設					3,000円

一部改正〔平成24年32号・26年7号・26年26号・令和元年10号〕

別表第2（第2条関係）

種 別	区 分		金 額	備 考
分娩料	単胎	診療時間内	120,000 円	多胎の場合は、第2子以降1子につき単胎の金額に5割を加算した金額とする。
		診療時間外	140,000 円	
		深夜・休日	160,000 円	
帝王時分娩介助料	単胎		120,000 円	
産科医療保障制度登録料	1子につき		16,000 円	
妊婦診察料	1回につき		5,040 円	
母乳・育児相談料	1回につき		1,000 円	つがる総合病院で出産した者は、1子ごとに、初回に限り無料とする。
リンパ浮腫治療費用	上肢	片側	3,510 円	
		両側	4,825 円	
	下肢	片側	3,510 円	
		両側	4,825 円	
	上下肢	片側	4,825 円	
		両側	6,149 円	
	頭頸部		3,510 円	
乳房		3,510 円		
駐車料	1台につき		30分まで無料	管理者が指定する駐車場の利用（外来に係る診療、健康診断等を受ける際の利用又は公用若しくは緊急の場合の利用のうち、管理者の定める手続を執った場合の利用を除く。）
			30分を超え超過時間30分ごとに91円	

備考

分娩料の項に規定する診療時間内、診療時間外及び深夜、休日の用語の意義については、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 診療時間内 休日以外の日午前8時30分から午後5時までの時間をいう。
- (2) 診療時間外 診療時間内、深夜及び休日以外の時間をいう。
- (3) 深夜 午後10時から午前6時までの時間をいう。
- (4) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。

一部改正〔平成26年7号・26年35号・26年37号・27年18号・令和元年10号〕